

尾張旭市監査公表第19号

令和4年6月30日付け尾張旭市監査公表第17号をもって公表した公の施設の指定管理者監査結果報告について、令和4年7月4日付け4暮第37号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年8月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 さかえ 章 演

東部市民センター、渋川福祉センター及び東部老人いこいの家（市民生活部暮らし政策課）

監査の指摘事項	措置状況
尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条では、「指定管理者は、毎会計年度の終了後30日以内に、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。」とされているが、提出が30日以内にされていなかったため、適切な事務手續を行うよう指定管理者に対し指導されたい。	指定管理者に対し、事業報告書の提出期日を遵守するよう指導した。 また、提出期日が遵守されるよう事業報告書の提出について、適切に管理する。